

地方の社会資本整備の促進を求める意見書

政府は、地方創生として日本の人口減少問題等に対し本格的に取り組みを進めているところであるが、産業振興や観光振興などにより地方の創生を実効あるものにするためには、社会資本整備が必須であり、地域間ネットワークの構築や防災・減災対策、インフラの老朽化対策、地方の定住基盤の整備等を計画的に進める必要がある。

しかしながら、中山間地域や離島など条件不利地域が多い本県においては、県民の安全・安心な生活と地域の経済活動の維持や産業振興を図るうえで、高速道路や幹線道路、農業基盤、下水道、河川、砂防施設などの整備が遅れており、また、平成30年7月豪雨による災害では、中山間地域で住宅や農地の浸水被害や孤立集落が発生するなど、地域の安全・安心が脅かされている状況にある。

よって、こうした地方の切実な現状と地方の役割・重要性を十分認識し、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 令和2年度予算において、地方の安全・安心な生活の確保と定住人口の増加、地域活力の向上に資する社会資本整備に必要な予算を十分に確保すること。
- 2 整備の遅れている山陰道については、国土のミッシングリンク解消のためにも、益田以西の速やかな事業化を図ること。また、事業中区間の開通見通しを公表するとともに一日も早い全線完成を図ること。
- 3 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、土地改良事業予算等については、道路や農業生産基盤の整備、防災対策、河川改修、土砂災害対策、各施設の老朽化対策など、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
- 4 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」予算については、本県のように治水対策や土砂災害対策が必要な箇所が多い地域に重点的に配分するとともに、緊急対策終了後の令和3年度以降も、引き続き十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年9月25日

島根県議会